

平成十年六月三十日受領
答弁第五四号

内閣衆質一四二第五四号

平成十年六月三十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員石井郁子君提出小学校の漢字教育に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員石井郁子君提出小学校の漢字教育に関する質問に対する答弁書

一について

平成五年度に実施した小学校の国語の「教育課程実施状況に関する総合的調査研究」のペーパーテストは、漢字の問題、文章の読み取り問題、作文の問題等で構成されており、これらの問題を一定の時間内に解答する方法で行われたものである。その性格にかんがみ、平均通過率が七〇パーセント程度であれば、全体としてはおおむね良好であると考えている。

漢字の問題は、平仮名を漢字に直す問題、漢字の読み仮名を問う問題、文の中に入れる漢字を選択する問題、漢字を組み合わせさせて熟語をつくる問題で構成されており、その平均通過率は、第五学年では七十・七パーセント、第六学年では七十八・六パーセントであった。今回の調査と過去の調査の結果を見ると、第五学年国語A調査の平仮名を漢字に直す問題では過去との比較で通過率が平均十・九ポイント上昇するなど高くなったものがある一方、同B調査の文の中に入れる漢字を選択する問題では過去との比較で通過率が平均四・四ポイント減少するなど低くなったものもあり、一概に比較することはできないが、全体としてはおおむね良好であると考えている。

また、文部省が委嘱した「児童の語彙及び漢字の習得に関する調査研究（平成七年度）」において平成元年の小学校学習指導要領の改訂で学年移動し又は追加した漢字八十字の習得状況等について調査した結果によると、六十六字については、読み書きともに習得率が八十パーセントを超え、残りの十四字については、八十パーセント以下であったが、いずれも六十一パーセント以上であった。

このような調査結果を踏まえ、文部省においては、現行の漢字の学年配当及び児童の学習状況については特に問題はないと考えている。

二について

現行小学校学習指導要領の第一学年では、その後の学習や他教科の学習の基礎となる平仮名、片仮名及び漢字についての指導を重点的に取り上げることとしており、平仮名を読み、また、書くこと、片仮名の大体を読み、また、書くこと、当該学年に配当されている漢字を読みその大体を書くこと等を指導することとしている。

現行小学校学習指導要領の漢字の学年別配当については、学識経験者や教員等の専門家からなる会議を設け、各種の調査を踏まえて検討を行ったものであり、児童の日常生活及び他教科の学習において必要な

漢字であること、児童の習得率等からみて無理のない漢字であること等を考慮し、第一学年においては、八十字の漢字を配当している。

このため、第一学年の各教科、道徳及び特別活動の年間総授業時数（八百五十単位時間）のうち、その三十六パーセントに当たる年間三百六単位時間（週当たり九単位時間）を国語に配当しているところである。この授業時数で、これらの指導事項を習得することは可能であると考えている。

三について

二について述べたとおりの検討を行い、第三学年においては、二百字の漢字を配当し、当該学年までに配当されている漢字を読みその大体を書くことを指導することとしている。

一について述べたペーパーテストの結果によると、第三学年に配当されている漢字の平均通過率は八十一パーセントであった。

また、一について述べた「児童の語彙及び漢字の習得に関する調査研究（平成七年度）」において平成元年の学習指導要領の改訂で第三学年に加えられた漢字十九字の習得状況等について調査した結果によると、読みについては十九字すべての漢字が習得率八十パーセントを超え、書きについては習得率が八十

パーセントを超えた漢字が十六字で、その他三字は七十一パーセント以上八十パーセント以下となっている。このような調査結果を踏まえ、文部省においては、現行の学年配当は適切なものと考えている。

なお、教科の好き嫌いには、様々な要因が考えられるが、それを特定することは困難である。

四について

現行学習指導要領における漢字の取扱いについては、常用漢字表（千九百四十五字）が一般社会における漢字使用の目安として制定されたものであることを考慮し、高等学校までの指導において常用漢字の読みに慣れ、主な常用漢字を書くことができるよう漢字の力を身に付けさせるという観点に立って定めている。小学校及び中学校段階における字数及び字種については、児童生徒の発達段階、これまでの実施の経験を踏まえ、定めているところであり、小学校については、中学校及び高等学校との関連を考慮し、次のような基準により選定し、千六字の漢字を読みその大体を書くことを指導することとしている。

1 当該学年の児童の日常生活及び学校生活に必要な用語を表記する漢字であること。その際、国民としての将来の社会生活に必要な用語を表記する漢字についても考慮すること。

2 当該学年の国語科及び他教科において必要な学習用語を表記する漢字であること。

3 当該学年の児童にとって従来の習得率や定着率からみて無理のない漢字であること。

4 漢字の字形及び字義について、漢字の構成上基本的なものであることや意味上の対応関係からみて適切な漢字であることを考慮すること。

教育課程の基準の改善について審議を行っている教育課程審議会の審議のまとめにおいては、現行小学校学習指導要領の学年別漢字配当表の漢字について、児童生徒の学習負担の実態に配慮し、読みの指導は基本的に現行どおりとしつつ、書きの指導については上の学年に移行することとしており、文部省においては、その答申を踏まえ、適切に対処してまいりたい。

五について

教育課程審議会においては、審議の過程において、教科教育研究団体、教職員団体等から意見を聴取し、審議の参考に行っているところである。

漢字の指導については、教科教育研究団体、教職員団体等から、漢字を覚えることは全教科の最も重要な基本であること、学年別配当漢字を弾力化するとともに、読みを中心とすること、「読める漢字」と「書ける漢字」に分け、「書ける漢字」の数を減らすこと、小学校で覚えなければならない漢字の数を減

らすこと、「読み」と「書き」を分離した学習は、子どもの学習を困難にすることなどの意見が寄せられた。